

多胎妊婦さん

## 妊婦健診費用の一部助成について

多胎妊娠は、ハイリスクとして管理されるため、通常の妊娠と比較すると妊娠中の受診頻度が多くなるのが一般的です。そのため母子手帳発行時にお渡しする「妊婦一般健康診査受診票」では賄えない分で自己負担した健診費用について、一部を助成します。（いったんお支払いいただいた上で、出産後のお手続き後の返還となります。）

### ◎対象者（下記の両方に該当する方）

妊娠3か月以降の多胎を妊娠された妊婦さんで、妊婦健診受診時に東川町に住所を有している方

### ◎申請方法

出産後、以下の必要書類を保健福祉課まで提出してください。

#### ① 領収書及び明細書

受診者氏名、受診年月日、健診費用、医療機関又は助産所名が記載されているもの。

※受診項目の確認が必要となります。領収書に記載がない場合、医療機関等にご相談ください。

#### ② 母子健康手帳

（妊娠中の受診記録が記載されているページの確認をします。）

#### ③ 振込先口座情報が確認できるもの ※ご本人様名義のもの

#### ④ 印鑑（本人自署の場合は不要）

後日審査のうえ、助成決定額を指定された口座へ振り込みます。



申請は産後お早めに行ってください。

<お問い合わせ>

東川町役場保健福祉課

保健指導室

電話 0166-82-2111（内線 506）